

平成 30 年

第 1 回大阪広域水道企業団議会  
(2 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 6 号議案)

## 目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件 . . . . .	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件 . . . . .	3
第 3 号議案	平成 29 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件 . . . . .	別冊
第 4 号議案	平成 29 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件 . . . . .	別冊
第 5 号議案	平成 30 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件 . . . . .	別冊
第 6 号議案	平成 30 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件 . . . . .	別冊

第 1 号議案

大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件

大阪広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 2 月 15日 提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公開してはならない行政文書) 第 9 条 (略)</p> <p>(1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、<u>公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(公開してはならない行政文書) 第 9 条 (略)</p> <p>(1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの</p> <p>(2) (略)</p>
<p><u>(法令等との調整)</u> 第 19 条 (略)</p> <p>(1) <u>法令又は他の条例の規定により閲覧し、又は縦覧することができる行政文書（電磁的記録を除く。）</u> 閲覧</p> <p>(2) <u>法令又は他の条例の規定により謄本、抄本等の交付を受けることができる行政文書（電磁的記録を除く。）</u> 写しの交付</p> <p>(3) <u>法令又は他の条例の規定により、前条第 2 項の実施機関の規則で定める方法と同じ方法で公開を受けることができる行政文書（電磁的記録に限る。）</u> 当該同じ方法</p>	<p><u>(他の法令との調整)</u> 第 19 条 (略)</p> <p>(1) <u>他の法令の規定により閲覧し、又は縦覧することができる行政文書（電磁的記録を除く。）</u> 閲覧</p> <p>(2) <u>他の法令の規定により謄本、抄本等の交付を受けることができる行政文書（電磁的記録を除く。）</u> 写しの交付</p> <p>(3) <u>他の法令の規定により、前条第 2 項の実施機関の規則で定める方法と同じ方法で公開を受けることができる行政文書（電磁的記録に限る。）</u> 当該同じ方法</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされている改正前の大阪広域水道企業団情報公開条例第6条の規定による行政文書の公開の請求については、改正後の大阪広域水道企業団情報公開条例第9条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 2 号議案

大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 2 月 15日 提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保等に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それに</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u></p>

<p>より特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(2) <u>要配慮個人情報</u> 個人情報のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則(規程を含む。以下同じ。)で定める記述等が含まれるもの</p> <p>イ アに掲げるもののほか、社会的差別の原因となるおそれのあるもの</p> <p>(3)―(6) (略)</p> <p>(7) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の登録及び縦覧)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)―(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項</p> <p>2―4 (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>(番号法第20条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。)を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(開示してはならない個人情報)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) 開示請求をした者(前条第2項の規</p>	<p>(2)―(5) (略)</p> <p>(6) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の登録及び縦覧)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)―(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則(規程を含む。以下同じ。)で定める事項</p> <p>2―4 (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 実施機関は、<u>次に掲げる個人情報</u>(番号法第20条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。)を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報</u></p> <p>(2) <u>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u></p> <p>(開示してはならない個人情報)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) 開示請求をした者(前条第2項の規</p>
---	---

<p>定により、代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。)以外の者に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を含むもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(利用停止請求) 第32条 (略)</p> <p>(1) 第6条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集されたとき、<u>第7条第1項若しくは第2項若しくは第7条の2の規定に違反して利用されているとき</u>、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>定により、代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。)以外の者に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(利用停止請求) 第32条 (略)</p> <p>(1) 第6条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集されたとき、<u>第7条(第3項及び第4項を除く。)</u>若しくは第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際現になされている改正前の大阪広域水道企業団個人情報保護条例第11条第1項又は第2項の規定による請求については、改正後の大阪広域水道企業団個人情報保護条例第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### (大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部改正)

3 大阪広域水道企業団暴力団排除条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報の収集及び提供) 第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例(平成23年大阪広域水道企業団条例</p>	<p>(個人情報の収集及び提供) 第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例(平成23年大阪広域水道企業団条例</p>

<p>第5号) <u>第2条第5号</u>に規定する実施機関は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報(大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第5号) <u>第2条第4号</u>に規定する実施機関は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報(大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
--	--